

非正規格差なくそう

正規労働者と非正規労働者の賃金や福利厚生などで格差是正を求める改定法が4月1日から施行されます(中小企業は2021年4月から)。「同一労働同一賃金」(安倍首相)には遠く格差を容認する側面があるものの、待遇改善につながる面も少なくなく、春闘でたかいが始まっています。施行前に内容や実態を見てみます。

改定法施行

置の変更範囲(転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲)、③その他の事情(労使慣行など)の違いに応じて決定する必要があるとしています。

これは「均衡待遇」として一定の格差を容認する指針では、「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」など主観的理由で差をつけていることは認められません。

正規社員と比べて職務

が求められます。(9条)は禁止され、「均等待遇」は有期労働者にも法律が適用されます。

指針では、不合理かどうかは「さまざま要素ない」と明記しています。郵政産業労働者ユニオ

内閣府は「格差是正」を行いまして「格差是正」を行いまして、「同一」であれば同一の支給、違いがあれば違います。

厚労省指針は、法改正の目的は「待遇改善によ

り、違った支給」としていま

す。

指針では、「管理職コ

ースの正社員の基本給

が、同じ仕事をするパ

ート社員より高い」などの

ケースは問題にならない

としています。職務内容

が同じでも「人材活用の

仕組み」などを理由に格

差を容認するもので、見

直しが必要です。

能力や成果などの評価

については公正な評価が

求められます。

【賞与(一時金)】

「会社への貢献度」が同

じなら、非正規社員にも

正規社員と同じ支給をし

なければなりません。

【被災者支援】

新型コロナウイルス

被害の経済対策として

「お肉券」や「お魚

券」などを発行する構

造が自民党内で出ています。

【会員登録】

「お肉券」や「お魚

券」などを発行する構

造が自民党内で出ています。

